

昭島市介護保険住宅改修費受領委任払い協定書

昭島市（以下「甲」という。）と住宅改修工事請負業者_____（以下「乙」という。）との間に、昭島市介護保険住宅改修費受領委任払い実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、厚生労働大臣が定める種類の住宅改修を行う必要があると甲が承認した者（以下「対象者」という。）の工事（以下「対象工事」という。）に係る費用の受領委任払いについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 対象者の対象工事に係る費用の支払については、次条に定める受領委任払いの方法によるものとし、対象者に一時的な高額な費用負担がかからないようにし、対象者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

（受領委任払い）

第2条 受領委任払いとは、対象工事完了の際に乙が対象者から直接受け取る費用は、対象工事に係る費用の総額のうち保険者負担分を控除した額とし、残額は、対象者からの受領権限の委任を受けた乙が甲から直接受領する方法をいう。

（乙と対象者）

第3条 乙は、次に定めるところにより、対象者から受領委任を受けるものとする。

- （1） 乙は、対象者から住宅改修工事に關し依頼があった場合、住宅改修を行おうとする箇所の図面、工事に係る見積書、その他甲が対象工事として決定するため必要とする資料を作成し、対象者に提供するものとする。
- （2） 対象者が前項の住宅改修工事に係る昭島市介護保険住宅改修費支給申請書を甲に提出するときは、乙はその内容を確認のうえ、必要事項を記載、押印することにより、住宅改修費支給の申請及び受領に関する権限の委任を受けるものとする。
- （3） 乙は、対象者が前項の申請に基づき甲の受領委任払いによることの承認を得たときは対象工事を行うものとする。

（受領委任による支給申請）

第4条 乙は、前条第3号の工事が完了したときは、対象者に被保険者自己負担額を請求するとともに、対象者から受領した介護保険住宅改修事前申請受付印の押印された昭島市介護保険住宅改修費支給申請書と次の書類を甲へ提出し、甲に対して保険者負担分の支給申請を行うものとする。

- （1） 改修箇所ごとの日付入りの改修前及び改修後の写真
- （2） 被保険者が支払った自己負担分の領収書（支払を確認することができる書面）の写し

（受領委任払いによる支給の決定）

第5条 甲は、前条により乙が提出した受領委任払いに関する申請書式を審査し、住宅改修費の支給又は不支給を決定し、支給することに決定したときは、対象者に昭島市介護保険住宅改修費支給決定通知書を、乙にその写しを、又、支給しないことに決定したときは、対象者に昭島市介護保険住宅改修費不支給決定通知書を、乙にその写しをもって通知する。

(支給)

第6条 甲は、前条により住宅改修費の支給決定の通知をしたときは、30日以内に乙の指定する金融機関の口座へ保険者負担分を振り込むものとする。

(有効期間)

第7条 この協定書の有効期間は、契約締結日から契約締結日の属する年度の末日までとする。ただし、この協定の有効期間中において期間満了の1か月前までに甲及び乙双方から別段の意思表示がない場合は、更にその期間を1年間延長するものとし、その後についてはこの例により自動更新するものとする。

(協議事項)

第8条 この協定書に定めのない事項又は本協定書の解釈に疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

以上、協定の証として、本書2通を作成し、甲及び乙がおのおの記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 昭島市田中町一丁目17番1号
昭島市長 臼井伸介

乙

住宅改修登録事業者番号	J			
-------------	---	--	--	--